

秋田県立高等学校授業料減免規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

平成23年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害により県内に住所を移転した者であって県立高等学校に入学又は転学をしようとするものの入学金及び入学検定料を減免する場合の基準及び手続きに関する所要の規定の整備を行う等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 授業料のほか、入学金、入学検定料、通信制受講料及び聴講料を減免する場合の基準及び手続き等について定めることとする。(第1条、第2条及び第3条関係)
- (2) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この規則は、公布の日から施行することとする。
- (2) この規則の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">秋田県立高等学校授業料等減免規則</p> <p>(この規則の目的)</p> <p>第一条 秋田県立高等学校授業料等徴収条例(昭和二十四年秋田県条例第八号)第八條の三の規定による授業料等の減免(以下単に「授業料等の減免」という。)の基準及び手続はこの規則の定めるところによる。</p> <p>(減免の基準)</p> <p>第二条 授業料等の減免を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者に限る。</p> <p>一 四 略</p> <p>(減免の申請及び決定)</p> <p>第三条 授業料等の減免を受けようとする者(次項において「申請者」という。)は、前条各号のいずれかに該当する事実を証明する書類等を添えた申請書を校長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査して、減免するか否かを決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。</p> <p>(委任規定)</p> <p>第七条 この規則に定めるもののほか、授業料等の減免の基準及び手続に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>	<p style="text-align: center;">秋田県立高等学校授業料 減免規則</p> <p>(この規則の目的)</p> <p>第一条 秋田県立高等学校授業料等徴収条例(昭和二十四年秋田県条例第八号)第六條の二の規定による授業料の一部又は全部の免除(以下「減免」という。)の基準及び手続はこの規則の定めるところによる。</p> <p>(減免の基準)</p> <p>第二条 授業料 の減免を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者に限る。</p> <p>一 四 略</p> <p>(減免の申請及び決定)</p> <p>第三条 授業料 の減免を受けようとする者(以下 「申請者」という。)は、次に掲げる書類 を添えた授業料免除申請書(様式第一号)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>一 家庭調書(様式第二号)及び戸籍謄本</p> <p>二 市町村長の証明する資産及び生活状況調書</p> <p>2 校長は、前項の授業料免除申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査して、減免するか否かを決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。</p>

様式第1号

授業料免除申請書 (第3条関係)

年 月 日

あて先) 秋田県立高等学校長

学校名

現住所

第 学年氏名

保護者氏名

㊦
㊦

授業料免除について (申請)

次のとおり授業料の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 期間 年 月分から 年 月分まで
- 2 免除額
- 3 免除を必要とする事由

様式第2号

家庭調書 (第3条関係)

議案第二十四号

秋田県立高等学校授業料減免規則の一部を改正する規則案

秋田県立高等学校授業料減免規則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校授業料減免規則（昭和二十八年秋田県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

秋田県立高等学校授業料等減免規則

第一条中「第六条の二」を「第八条の三」に、「授業料の一部又は全部の免除（以下「減免」という。）」を「授業料等の減免（以下単に「授業料等の減免」という。）」に改める。

第二条中「授業料の減免」を「授業料等の減免」に改める。

第三条第一項中「授業料の減免」を「授業料等の減免」に、「以下」を「次項において」に、「次に掲げる書類」を「前条各号のいずれかに該当する事実を証明する書類等」に、「授業料免除申請書（様式第一号）」を「申請書」に改め、第一号及び第二号を削る。

第三条第二項中「授業料免除申請書」を「申請書」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（委任規定）

第七条 この規則に定めるもののほか、授業料等の減免の基準及び手続に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
様式第一号及び様式第二号を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成二十三年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害により県内に住所を移転した者であつて平成二十三年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に入学又は転学の出願をしたものの入学金及

び入学検定料の減免の基準及び手続きは、この規則による改正後の秋田県立高等学校授業料等減免規則の定めるところによる。

平成二十三年五月十九日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

平成二十三年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害により県内に住所を移転した者であつて県立高等学校に入学又は転学をしようとするものの入学金及び入学検定料を減免する場合の基準及び手続きに関する所要の規定の整備を行う等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。